二　次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社

イ　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項に規定する研究開発法人　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項第三号ハの活動

ロ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第三条第一項第一号の事業

ハ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二号ロの事業

ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人　学校法人における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発活動

ホ　学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社　学校設置会社における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発活動

三　［略］

四　［略］

五　前四号に掲げるものを除き、その主たる目的が科学技術に関する試験研究又は調査研究である法人

六　［略］

七　学校教育法第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同法第百条に規定する大学院の研究科、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人

（調査の種類）

第五条　［略］

2　甲調査は、前条第一号及び第二号に掲げる調査組織体のうちから、総務大臣の選定したものについて行う。

3　乙調査は、次に掲げる調査組織体について行う。

一　前条第三号及び第四号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

二　前条第五号及び第六号に掲げる調査組織体

4　丙調査は、前条第七号に掲げる調査組織体について行う。

［新設］

二　［同上］

三　［同上］

四　前三号に掲げるものを除き、その主たる目的が科学技術に関する試験研究又は調査研究である法人

五　［同上］

六　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同法第百条に規定する大学院の研究科、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人

（調査の種類）

第五条　［同上］

2　甲調査は、前条第一号に掲げる調査組織体のうちから、総務大臣の選定したものについて行う。

3　［同上］

一　前条第二号及び第三号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの

［イ・ロ　同上］

二　前条第四号及び第五号に掲げる調査組織体

4　丙調査は、前条第六号に掲げる調査組織体について行う。